

# 財務諸表

○決算の状況 .....	38
• 貸借対照表	
• 損益計算書	
• 剰余金処分計算書	
• キャッシュ・フロー計算書	
• 注記表	
○代表者の確認書 .....	50
• 財務諸表の適正性等にかかる確認	



# 決算の状況

## 貸借対照表

(単位：百万円)

	平成 25 年度 (平成26年3月31日現在)	平成 26 年度 (平成27年3月31日現在)		平成 25 年度 (平成26年3月31日現在)	平成 26 年度 (平成27年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
現金	1,545	937	貯金	983,015	1,035,499
預け金	639,274	698,337	当座貯金	6,167	5,204
系統預け金	638,964	698,061	普通貯金	3,668	3,541
系統外預け金	309	275	貯蓄貯金	17	21
買入金銭債権	18,751	16,645	通知貯金	—	2,000
金銭の信託	64,446	63,231	別段貯金	573	457
有価証券	270,085	258,487	定期貯金	972,588	1,024,273
国債	112,303	126,084	譲渡性貯金	49,700	46,100
地方債	2,230	2,171	借入金	15,000	15,000
金融債	72,500	49,575	代理業務勘定	56	50
社債	57,713	53,053	その他負債	5,416	2,074
外国証券	19,457	19,405	貸付留保金	—	38
株式	3,919	4,729	未払法人税等	653	769
受益証券	1,959	3,467	貯金利子諸税その他	15	17
貸出金	79,130	84,412	従業員預り金	48	55
手形貸付	756	828	仮受金	827	871
証書貸付	49,321	50,611	資産除去債務	7	9
当座貸越	2,203	2,114	その他の負債	3,617	48
金融機関貸付	26,848	30,858	未払費用	240	257
その他資産	1,578	1,357	前受収益	1	2
従業員貸付金	1	—	未決済為替借	4	3
差入保証金	2	2	諸引当金	2,955	3,247
仮払金	39	16	相互援助積立金	2,504	2,802
その他の資産	432	443	賞与引当金	11	11
未収収益	870	820	退職給付引当金	376	355
前払費用	0	—	役員退職慰労引当金	62	77
未決済為替貸	233	74	繰延税金負債	1,173	1,381
有形固定資産	1,160	570	債務保証	470	440
建物	194	152	負債の部合計	1,057,787	1,103,793
土地	956	410	<b>(純資産の部)</b>		
その他の有形固定資産	9	7	出資金	32,681	32,681
無形固定資産	2	2	(うち後配出資金)	(24,695)	(24,695)
ソフトウェア	0	0	回転出資金	1,340	1,153
その他の無形固定資産	1	1	再評価積立金	1	1
外部出資	43,984	43,984	利益剰余金	24,687	25,878
系統出資	43,385	43,385	利益準備金	8,979	9,399
系統外出資	438	438	その他利益剰余金	15,708	16,479
子会社等出資	161	161	電算対策積立金	1,300	1,300
債務保証見返	470	440	特別積立金	9,600	10,150
貸倒引当金	△ 368	△ 400	当期末処分剰余金	4,808	5,029
			(うち当期剰余金)	(2,066)	(2,063)
			会員資本合計	58,710	59,713
			その他有価証券評価差額金	3,564	4,499
			評価・換算差額等合計	3,564	4,499
資産の部合計	1,120,062	1,168,007	純資産の部合計	62,274	64,213
			負債及び純資産の部合計	1,120,062	1,168,007

## ■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成25年度	平成26年度
	(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)	(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
経 常 収 益	11,069	11,978
資 金 運 用 収 益	7,875	8,456
(うち貸出金利息)	(1,532)	(1,514)
(うち預金利息)	(4,517)	(4,966)
(うち有価証券利息配当金)	(1,754)	(1,896)
役 務 取 引 等 収 益	803	820
そ の 他 事 業 収 益	1,365	1,227
そ の 他 経 常 収 益	1,025	1,473
経 常 費 用	8,312	8,683
資 金 調 達 費 用	5,796	6,022
(うち貯金利息)	(5,561)	(5,797)
役 務 取 引 等 費 用	762	782
そ の 他 事 業 費 用	71	156
経 常 費	1,335	1,367
そ の 他 経 常 費 用	346	355
経 常 利 益	2,756	3,295
特 別 利 益	39	5
特 別 損 失	0	545
税 引 前 当 期 利 益	2,795	2,754
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	729	853
法 人 税 等 調 整 額	△ 0	△ 162
法 人 税 等 合 計 額	729	691
当 期 剰 余 金	2,066	2,063
当 期 首 繰 越 剰 余 金	2,741	2,965
当 期 末 処 分 剰 余 金	4,808	5,029

(注) (うち預金利息)には受取奨励金、受取特別配当金が、(うち貯金利息)には譲渡性貯金利息、支払奨励金が含まれています。

## ■ 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成25年度	平成26年度
	当 期 末 処 分 剰 余 金	4,808
剰 余 金 処 分 額	1,842	1,868
利 益 準 備 金	420	420
任 意 積 立 金	550	550
出 資 配 当 金	404	406
事 業 分 量 配 当 金	468	491
次 期 繰 越 剰 余 金	2,965	3,161

(注)1. 普通出資金の配当率は2.00%(平成25年度)、2.00%(平成26年度)  
後配出資金の配当率は1.00%(平成25年度)、1.00%(平成26年度)です。

(注)2. 事業分量配当金の基準は次の通りです。

定期的貯金(中途解約及び期間1年超の定期貯金を除く)の平均残高から同貯金の担保差入れ期間に対応する平均残高及び当座貸越の平均残高を控除した金額に対し0.050%(平成25年度)、0.050%(平成26年度)

## ■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成25年度	平成26年度
	(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)	(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,795	2,754
減価償却費	27	44
減損損失	—	545
貸倒引当金の増加額	△ 25	32
退職給付引当金の増加額	△ 10	△ 20
その他の引当金・積立金の増加額	236	312
資金運用収益	△ 7,875	△ 8,456
資金調達費用	5,796	6,022
有価証券関係損益	△ 491	△ 796
金銭の信託の運用損益	△ 795	△ 939
固定資産処分損益	0	0
貸出金の純増減	△ 497	△ 5,282
預け金の純増減	△ 53,000	△ 74,000
貯金の純増減	58,833	48,883
コールローン等の純増減	△ 7,473	2,106
その他	△ 60	252
資金運用による収入	8,778	9,454
資金調達による支出	△ 5,813	△ 6,002
事業分量配当金の支払額	△ 431	△ 468
小 計	△ 6	△ 25,555
法人税等の支払額	△ 656	△ 737
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 663	△ 26,293
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 152,984	△ 121,556
有価証券の売却による収入	116,735	96,293
有価証券の償還による収入	29,198	35,412
金銭の信託の増加による支出	△ 2,028	△ 558
金銭の信託の減少による収入	522	1,750
固定資産の取得による支出	△ 7	—
外部出資の減少による収入	215	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,347	11,340
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	474	—
出資の減少による支出	△ 0	—
出資配当金の支払額	△ 400	△ 404
回転出資金の受入による収入	428	—
回転出資金の払出による支出	△ 166	△ 187
財務活動によるキャッシュ・フロー	336	△ 592
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5. 現金及び現金同等物の増加額	△ 8,673	△ 15,544
6. 現金及び現金同等物の期首残高	84,729	76,055
7. 現金及び現金同等物の期末残高	76,055	60,511

## ■ 注記表

### 平成25年度

(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

#### 1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
  - ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
  - ・子会社・子法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）及び関連法人等株式
  - ・その他有価証券
    - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、運用目的の金銭の信託については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、それ以外については、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。

建 物	定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。
	なお、主な耐用年数は、10年～50年です。
建物以外	定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は10年～20年です。
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (7) 引当金の計上方法
  - ①貸倒引当金  
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しています。  
すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。  
なお、破綻先に対する債権及び実質破綻先に対する債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は220百万円です。
  - ②賞与引当金  
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

### 平成26年度

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

#### 1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
  - ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
  - ・子会社・子法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）及び関連法人等株式
  - ・その他有価証券
    - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、運用目的の金銭の信託については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、それ以外については、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。

建 物	定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。
	なお、主な耐用年数は、10年～50年です。
建物以外	定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は10年～20年です。
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (7) 引当金の計上方法
  - ①貸倒引当金  
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しています。  
すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。  
なお、破綻先に対する債権及び実質破綻先に対する債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は167百万円です。
  - ②賞与引当金  
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

## 平成25年度

### ③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

### ④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金支給内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

- (8) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

## 2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は922百万円です。

- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、A T M、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	19百万円	33百万円	53百万円

- (3) 担保に供している資産はありません。なお、内国為替決済保証金として預け金55,000百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券850百万円を差し入れています。

- (4) 消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に5,274百万円含まれています。

- (5) 子会社等に対する金銭債権・債務の額はありません。

- (6) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額はありません。

- (7) 貸出金のうち、破綻先債権額ははありません。また、延滞債権額は372百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (8) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

- (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は372百万円です。

なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (11) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融

## 平成26年度

### ③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

### ④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金支給内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

- (8) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

## 2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は966百万円です。

- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、A T M、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	20百万円	35百万円	55百万円

- (3) 担保に供している資産はありません。なお、内国為替決済保証金として預け金55,000百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券850百万円を差し入れています。

- (4) 消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に5,277百万円含まれています。

- (5) 子会社等に対する金銭債権・債務の額はありません。

- (6) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額はありません。

- (7) 貸出金のうち、破綻先債権額ははありません。また、延滞債権額は122百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (8) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

- (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は122百万円です。

なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (11) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融

## 平成25年度

資本実行残高は、24,567百万円です。

- (2) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,010百万円が含まれています。
- (3) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれています。

### 3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益はありません。
- (2) 子会社等との取引による費用総額 12百万円  
うち事業取引高 12百万円
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は21百万円です。

### 4 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ①金融商品に対する取組方針  
当会は、京都府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。  
JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。  
当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。  
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
  - ②金融商品の内容及びそのリスク  
当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。  
貸出金については、当期末残高のうち、38.35%は金融業・保険業に対するものであり、15.17%はリース業に対するものです。  
また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。なお、有価証券には、外国債券が19,457百万円ありますが、うち17,341百万円については、国債が担保となっている債券です。  
借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。  
劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

- ③金融商品に係るリスク管理体制
  - a 信用リスクの管理

## 平成26年度

資本実行残高は、20,206百万円です。

- (2) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,010百万円が含まれています。
- (3) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれています。

### 3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益はありません。
- (2) 子会社等との取引による費用総額 10百万円  
うち事業取引高 10百万円
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は0百万円です。

- (4) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しています。

主な用途	種類	場所	減損損失
事務センター	土地	京都市伏見区	545百万円

業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしています。

業務用資産については、一部の資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は鑑定評価額等に基づき算定しています。

### 4 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ①金融商品に対する取組方針  
当会は、京都府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。  
JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。  
当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。  
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
  - ②金融商品の内容及びそのリスク  
当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。  
貸出金については、当期末残高のうち、42.59%は金融業・保険業に対するものであり、15.09%はリース業に対するものです。  
また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。なお、有価証券には、外国債券が19,405百万円ありますが、うち17,085百万円については、国債が担保となっている債券です。  
借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。  
劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

- ③金融商品に係るリスク管理体制
  - a 信用リスクの管理

## 平成25年度

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほか総務部リスク管理課により行われ、定期的にリスク管理委員会や理事会に報告を行っており、また、与信管理の状況については、監査部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

### b 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスク等の市場リスクは、リスクマネジメント規程等において管理方法や手続き等の詳細を明記しており、リスク管理委員会等において実施状況の把握・確認や今後の対応等の協議を行っています。

#### (a) 金利リスクの管理

金利リスクの管理は、ALMによる管理とともに、日常的には総務部リスク管理課でVaRによる金利リスクの把握を行っており、月次ベースでリスク管理委員会に報告しているほか、金利感応度分析等によるモニタリング結果と併せ、四半期ベースで理事会に報告しています。

#### (b) 為替リスクの管理

当会における為替の変動リスクについては、投資顧問付特金においてのみ行うこととしており、かつ先物によりリスクヘッジを行っています。

#### (c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。これらの情報は総務部リスク管理課を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

#### (d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、運用限度額・損失限度額の設定と、ミドル部門におけるモニタリングにより内部牽制を確立するとともに、モニタリング結果は、総務部リスク管理課を通じ理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

#### (e) 市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,502百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

### c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

## 平成26年度

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほか総務部リスク管理課により行われ、定期的にリスク管理委員会や理事会に報告を行っており、また、与信管理の状況については、監査部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

### b 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスク等の市場リスクは、リスクマネジメント規程等において管理方法や手続き等の詳細を明記しており、リスク管理委員会等において実施状況の把握・確認や今後の対応等の協議を行っています。

#### (a) 金利リスクの管理

金利リスクの管理は、ALMによる管理とともに、日常的には総務部リスク管理課でVaRによる金利リスクの把握を行っており、月次ベースでリスク管理委員会に報告しているほか、金利感応度分析等によるモニタリング結果と併せ、四半期ベースで理事会に報告しています。

#### (b) 為替リスクの管理

当会における為替の変動リスクについては、投資顧問付特金においてのみ行うこととしており、かつ先物によりリスクヘッジを行っています。

#### (c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。これらの情報は総務部リスク管理課を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

#### (d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、運用限度額・損失限度額の設定と、ミドル部門におけるモニタリングにより内部牽制を確立するとともに、モニタリング結果は、総務部リスク管理課を通じ理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

#### (e) 市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が6,318百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

### c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明



平成25年度

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	639,274	638,627	△646
買入金銭債権			
満期保有目的	18,751	18,775	24
金銭の信託			
運用目的	2,446	2,446	-
満期保有目的	60,000	62,283	2,283
その他目的	1,999	1,999	-
有価証券			
満期保有目的の債券	49,558	50,303	744
その他有価証券	220,526	220,526	-
貸出金	79,131		
貸倒引当金	△367		
貸倒引当金控除後	78,763	79,797	1,033
資 産 計	1,071,321	1,074,761	3,439
貯 金	1,032,715	1,031,693	△1,021
借入金	15,000	15,000	-
負 債 計	1,047,715	1,046,693	△1,021

- ③1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。  
 2. 貸出金には、貸借対照表上その他資産に計上している従業員貸付金1百万円を含めています。  
 3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金49,700百万円を含めています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記 d および e と同様の方法により評価しています。

d 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

平成26年度

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	698,337	697,816	△520
買入金銭債権			
満期保有目的	16,645	16,656	11
金銭の信託			
運用目的	2,499	2,499	-
満期保有目的	58,750	61,006	2,256
その他目的	1,981	1,981	-
有価証券			
満期保有目的の債券	39,073	39,502	429
その他有価証券	219,414	219,414	-
貸出金	84,412		
貸倒引当金	△380		
貸倒引当金控除後	84,031	85,216	1,184
資 産 計	1,120,733	1,124,094	3,360
貯 金	1,081,599	1,080,825	△773
借入金	15,000	15,000	-
負 債 計	1,096,599	1,095,825	△773

- ③1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。  
 2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金46,100百万円を含めています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記 d および e と同様の方法により評価しています。

d 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

平成25年度

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金については全て変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 43,984百万円

① 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	639,274 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
買入金銭債権						
満期保有目的 有価証券	18,751 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
満期保有目的 その他の有価証券のうち満期があるもの	10,485 百万円	10,585 百万円	10,449 百万円	10,380 百万円	180 百万円	7,480 百万円
買入金	7,951 百万円	7,635 百万円	7,642 百万円	6,809 百万円	3,477 百万円	45,610 百万円
合計	693,772 百万円	35,620 百万円	33,891 百万円	40,449 百万円	50,927 百万円	139,280 百万円

① 買入金のうち、当座貸越（融資型を除く）1,387百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付買入金19,010百万円については「5年超」に含めています。  
② 買入金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等2百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	982,890 百万円	60 百万円	65 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
譲渡性貯金	49,700 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
借入金	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	15,000 百万円
合計	1,032,590 百万円	60 百万円	65 百万円	- 百万円	- 百万円	15,000 百万円

① 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。  
② 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金15,000百万円については、「5年超」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託が含まれています。以下(3)まで同様です。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	1,688 百万円	1,740 百万円	52 百万円
	金融債	39,100 百万円	39,320 百万円	220 百万円
	外国証券	7,000 百万円	7,473 百万円	473 百万円
	買入金銭債権	16,750 百万円	16,774 百万円	24 百万円
	小計	64,539 百万円	65,309 百万円	770 百万円
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	70 百万円	70 百万円	- 百万円
	金融債	1,700 百万円	1,698 百万円	△1 百万円
	買入金銭債権	2,001 百万円	2,001 百万円	△0 百万円
	小計	900 百万円	900 百万円	△1 百万円
合計	68,310 百万円	69,079 百万円	768 百万円	

②その他の有価証券

その他の有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

平成26年度

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金については全て変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 43,984百万円

① 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	698,337 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
買入金銭債権						
満期保有目的 有価証券	16,645 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
満期保有目的 その他の有価証券のうち満期があるもの	10,585 百万円	10,449 百万円	10,380 百万円	180 百万円	7,150 百万円	330 百万円
買入金	11,265 百万円	8,000 百万円	8,168 百万円	5,327 百万円	3,885 百万円	47,763 百万円
合計	750,748 百万円	31,049 百万円	36,808 百万円	36,327 百万円	27,626 百万円	160,685 百万円

① 買入金のうち、当座貸越（融資型を除く）1,009百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付買入金19,010百万円については「5年超」に含めています。  
② 買入金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等0百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,035,397 百万円	75 百万円	26 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
譲渡性貯金	46,100 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
借入金	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	15,000 百万円
合計	1,081,497 百万円	75 百万円	26 百万円	- 百万円	- 百万円	15,000 百万円

① 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。  
② 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金15,000百万円については、「5年超」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託が含まれています。以下(3)まで同様です。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	1,473 百万円	1,518 百万円	44 百万円
	金融債	30,600 百万円	30,712 百万円	112 百万円
	外国証券	7,000 百万円	7,271 百万円	271 百万円
	買入金銭債権	16,144 百万円	16,156 百万円	11 百万円
	小計	55,218 百万円	55,658 百万円	440 百万円
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	買入金銭債権	500 百万円	500 百万円	△0 百万円
	小計	500 百万円	500 百万円	△0 百万円
合計	55,718 百万円	56,159 百万円	440 百万円	

②その他の有価証券

その他の有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

平成25年度

種類	取得原価		貸借対照表計上額		差 額	
	株 式 債 券	国 債 地方 債 金融 債 社 債 外国証券	株 式 債 券	国 債 地方 債 金融 債 社 債 外国証券	差 額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	2,519	百万円	3,500	百万円	981	百万円
国 債	107,551	百万円	110,257	百万円	2,705	百万円
地方 債	289	百万円	292	百万円	2	百万円
金融 債	29,847	百万円	30,001	百万円	154	百万円
社 債	53,673	百万円	54,140	百万円	467	百万円
外国証券	11,500	百万円	11,858	百万円	358	百万円
そ の 他	1,559	百万円	1,859	百万円	300	百万円
小 計	206,941	百万円	211,911	百万円	4,969	百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	462	百万円	418	百万円	△43	百万円
国 債	2,047	百万円	2,046	百万円	△1	百万円
地方 債	179	百万円	179	百万円	△0	百万円
金融 債	1,700	百万円	1,699	百万円	△0	百万円
社 債	3,587	百万円	3,572	百万円	△14	百万円
外国証券	600	百万円	599	百万円	△0	百万円
そ の 他	100	百万円	99	百万円	△0	百万円
小 計	8,677	百万円	8,615	百万円	△61	百万円
合 計	215,619	百万円	220,526	百万円	4,907	百万円

注1. 上記差額合計から繰延税金負債1,343百万円を差し引いた金額3,564百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株 式	458百万円	127百万円	－百万円
債 券	115,776百万円	1,026百万円	7百万円
そ の 他	500百万円	0百万円	－百万円
合 計	116,735百万円	1,154百万円	7百万円

6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

①運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	2,446百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	4百万円

②満期保有目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	60,000百万円	62,291百万円	2,291百万円	2,291百万円
				－百万円

注「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」や「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,999百万円	2,000百万円	△0百万円	0百万円
				△0百万円

- 注1. 上記差額合計に繰延税金資産0百万円を加えた金額△0百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
- 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてため（一財）京都府農林漁業団体職員共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給

平成26年度

種類	取得原価		貸借対照表計上額		差 額	
	株 式 債 券	国 債 地方 債 金融 債 社 債 外国証券	株 式 債 券	国 債 地方 債 金融 債 社 債 外国証券	差 額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	2,869	百万円	4,681	百万円	1,812	百万円
国 債	110,295	百万円	113,335	百万円	3,039	百万円
地方 債	519	百万円	528	百万円	8	百万円
金融 債	18,896	百万円	18,975	百万円	79	百万円
社 債	48,749	百万円	49,214	百万円	465	百万円
外国証券	11,900	百万円	12,006	百万円	106	百万円
そ の 他	2,404	百万円	3,286	百万円	881	百万円
小 計	195,635	百万円	202,028	百万円	6,393	百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	48	百万円	47	百万円	△1	百万円
国 債	12,884	百万円	12,749	百万円	△135	百万円
地方 債	170	百万円	169	百万円	△0	百万円
金融 債	3,854	百万円	3,838	百万円	△16	百万円
社 債	400	百万円	399	百万円	△0	百万円
外国証券	189	百万円	181	百万円	△7	百万円
そ の 他	17,546	百万円	17,385	百万円	△160	百万円
小 計	17,546	百万円	17,385	百万円	△160	百万円
合 計	213,181	百万円	219,414	百万円	6,232	百万円

注1. 上記差額合計から繰延税金負債1,718百万円を差し引いた金額4,513百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株 式	1,210百万円	402百万円	－百万円
債 券	93,518百万円	889百万円	69百万円
そ の 他	1,564百万円	84百万円	23百万円
合 計	96,293百万円	1,376百万円	93百万円

6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

①運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	2,499百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	△0百万円

②満期保有目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	58,750百万円	61,006百万円	2,256百万円	2,256百万円
				－百万円

注「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」や「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,981百万円	2,000百万円	△18百万円	－百万円
				△18百万円

- 注1. 上記差額合計に繰延税金資産5百万円を加えた金額△13百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
- 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてため（一財）京都府農林漁業団体職員共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給

平成25年度

付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	386百万円
退職給付費用	36百万円
退職給付の支払額	31百万円
制度への拠出額	15百万円
期末における退職給付引当金	376百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	166百万円
年金資産	△166百万円
	—百万円
非積立型制度の退職給付債務	376百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	376百万円

退職給付引当金	376百万円
期末における退職給付引当金	376百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	36百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、存続組合より示された平成26年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、132百万円となっています。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

未払事業税	43百万円
減価償却超過額	14百万円
貸出金償却	53百万円
貸倒引当金超過額	26百万円
退職給付引当金超過額	104百万円
役員退職慰労引当金超過額	17百万円
相互援助積立金超過額	696百万円
有価証券有税償却額	21百万円
その他	7百万円
繰延税金資産小計	984百万円
評価性引当額	△814百万円
繰延税金資産合計(A)	170百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,343百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計(B)	△1,343百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△1,173百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	29.58%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.43%

平成26年度

付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	376百万円
退職給付費用	36百万円
退職給付の支払額	△40百万円
制度への拠出額	△16百万円
期末における退職給付引当金	355百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	161百万円
年金資産	△161百万円
	—百万円
非積立型制度の退職給付債務	355百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	355百万円

退職給付引当金	355百万円
期末における退職給付引当金	355百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	36百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、存続組合より示された平成27年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、127百万円となっています。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

未払事業税	55百万円
減価償却超過額	19百万円
貸出金償却	46百万円
貸倒引当金超過額	30百万円
退職給付引当金超過額	99百万円
役員退職慰労引当金超過額	21百万円
相互援助積立金超過額	780百万円
有価証券有税償却額	16百万円
減損損失	151百万円
その他	6百万円
繰延税金資産小計	1,228百万円
評価性引当額	△895百万円
繰延税金資産合計(A)	332百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,713百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計(B)	△1,713百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△1,381百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.80%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.40%

## 平成25年度

受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.78%
事業分量配当金	△4.95%
住民税均等割等	0.06%
評価性引当額の増減	1.62%
その他	0.12%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 26.08%

### (3) 法人税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の29.58%から27.80%となります。この税率変更により、繰延税金資産が3百万円減少し、法人税等調整額が3百万円増加しています。

## 9 資産除去債務に関する事項

当会は昭和57年10月1日に建設した事務センター屋根裏の貼付材にアスベストが検知されたことに伴い、資産除去債務を計上しています。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は取得から50年間、割引率は1.79%を採用しています。

当事業年度において資産除去債務に計上した金額は7百万円で、当事業年度末における資産除去債務残高は、上記7百万円と時の経過による資産除去債務の調整額0百万円の合計7百万円です。

## 10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

## 平成26年度

受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.87%
事業分量配当金	△4.96%
住民税均等割等	0.06%
評価性引当額の増減	2.89%
その他	△0.22%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.10%

## 9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

# 代表者の確認書

## ■ 財務諸表の適正性等にかかる確認

### 確認書

私は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しております。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

- 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- 業務の実施部署から独立した内部監査部門である監査部が、内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については監査部から理事会等に適切に報告されております。
- 重要な経営情報については理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成27年7月1日

京都府信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 松田 勇市 

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、剰余金処分計算書、注記表を指しています。